

消防予第 398号
消防技第 61号
平成18年9月19日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁 予 防 課 長

消防庁消防技術政策室長

電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故について（通知）

電気用品及び燃焼機器については、近年、不備欠陥又は使用方法の誤り等の原因による火災等の事故が続いているところであり、「電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故報告について（通知）」（昭和62年5月11日付消防予第67号）により、この種の火災等の事故についてご報告いただくようお願いしているところです。

近年、同一の電気用品や燃焼機器を原因とした火災等の事故が発生していることを踏まえ、新たに消防研究センターにおける分析体制を整えるとともに、関係機関との連携等の対応の迅速化を図るため、火災等事故報告の送付先等の見直しを行いましたので、今後は下記によりご報告いただくようお願いします。

なお、当該機器等の主管省庁である経済産業省の地方支分部局から電気用品及び燃焼機器に係る火災等の事故に関する照会等があった場合には、火災原因調査等の支障にならない範囲においてご協力いただくようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨ご周知いただくようお願いします。

記

1 報告対象

次に掲げる機器を原因とする火災及び火災に至らないものであって、放置すれば火災になるおそれがある事故（以下「火災等」という。）について報告すること。また、当該機器が火災の拡大に大きく影響したと思われる事例にあつては、原因を特定できない場合であっても、当該機器からの出火又は当該機器が延焼拡大に大きく影響したと推定できる場合には報告す

ること。

ア 電気用品

イ 燃焼機器

機器の火災等については、次の場合が該当する。

ア 機器の構造上の不備、欠陥により発生したと判断される場合。

イ 機器の設計等が使用方法を間違えやすくしたと判断される場合。

「電気用品及び燃焼機器」とは、火災報告取扱要領別表第3の1「発火源」に記載されている機器及びそれに関連する市販されている機器で、家庭用又は業務用に使用されているものが該当する。

2 報告書様式

別記様式によること。

3 報告時期

第一報については、消防本部において把握した場合には、速やかに報告すること。この場合において、その原因が未確定であっても、原因を推定できる場合には、その時点でできる限り速やかに報告すること。

なお、第一報後の事実関係については、判明次第随時報告すること。

4 報告方法

消防本部は、原則として別添報告書をファクシミリまたは電子メールにより消防研究センター火災原因調査室まで直接送信すること。

消防研究センター 火災災害調査部 火災原因調査室

F A X : 0 4 2 2 - 4 9 - 3 7 6 3

E-mail : kanshiki@fri.go.jp

5 火災原因調査に対する技術的支援

電気用品及び燃焼機器を原因とする火災において、その要因を特定する場合に技術的支援を必要とする場合にあっては、消防研究センター火災原因調査室に相談されたいこと。

問合せ先：0422-49-9441（直通）

0422-44-8331（代表）

6 その他

(1) 本通知は、平成18年10月1日から実施する。

(2) 「電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故報告について（通知）」（昭和62年5月11日付消防予第67号）は廃止する。

担当

消防庁予防課 楠田、會田

03-5253-7523

消防庁技術政策室 山田、鈴木

03-5253-7541

別記様式

電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故報告書

平成 年 月 日現在 第 報

都道府県名		消防本部名		担当者	
-------	--	-------	--	-----	--

区分（該当するものに ）		火災（原因となったもの・火災拡大に大きく影響したもの） / 火災に至らない事故			
発生年月日		平成 年 月 日			
発生場所					
機 器	種別（該当するものに ）	電気用品 / 燃焼機器 （燃料： ）			
	名称・型式				
	製造 業者	名 称			
		所在地			
	製造年月日				
	購入（設置）年月日				
	修理（改造）年月日				
原因（推定）					
発生等の経過（略図等を添付し、できる限り簡明かつ具体的に記載すること。）					

- 1 機器名称は、火災報告取扱要領別表第3、1表「発火源」に準ずること。
- 2 発生等の経過について、記入欄が不足する場合には、適宜用紙を追加すること。